

のとじま水族館休憩コーナー「オクトパス」運営要綱

(令和5年7月1日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、のとじま水族館休憩コーナー「オクトパス」(以下「オクトパス」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用可能期間)

第2条 オクトパスの使用は、のとじま水族館の開園期間内及び開園時間内に限るものとする。

(使用の申込及び許可)

第3条 オクトパスを使用しようとする者は、使用を開始する日の1年前から使用を開始する日の7日前までの期間内に使用許可申請書(別記様式第1号)を一般財団法人石川県民ふれあい公社理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 理事長は、次の各号の一に該当する場合は使用許可を行わないものとする。

(1) 使用しようとする者が、公の秩序をみだすおそれがあると認められる者であるとき。

(2) 使用の期間が30日を超えるととき(特別の事由があると認められる場合を除く。)

(3) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 法令違反または不公正な営業等により社会的な信用を失ったとき。

(5) その他オクトパスのほか、のとじま臨海公園の管理に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

(使用料)

第4条 理事長は、使用者から、使用料として一般財団法人石川県民ふれあい公社のとじま臨海公園利用規程(以下「利用規程」という。)に定める「オクトパス利用料」を徴収するものとする。

2 使用料は前納とし、原則として使用を開始する日の7日前までに、使用者の振込手数料負担で一般財団法人石川県民ふれあい公社(以下「公社」という。)指定の銀行口座に振り込まなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免の申請)

第5条 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(別記様式第2号)を理事長に提出しなければならない。

(使用料の返還の申請)

第6条 既納の使用料は、返還しない。ただし、理事長が返還することを相当と認めたときは、その全部または一部を返還することができる。

2 前項で使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書（別記様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

（使用許可の取り消し）

第7条 理事長は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- （1）使用前に使用取り消しの申し出があったとき。
- （2）虚偽の申込みにより使用許可を得たことが判明したとき。
- （3）使用料を納めないとき。
- （4）この要綱または利用規程に違反し、又は違反のおそれがあると認められるとき。
- （5）天災地変その他の不可抗力によって本施設の使用ができなくなったとき。
- （6）オクトパスまたはのどじま臨海公園の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
- （7）その他理事長が必要と認めたとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第8条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用者の遵守事項）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らねばならない。

- （1）許可を受けていない施設設備等を使用しないこと。
- （2）許可を受けないで利用規程第11条第1項に定める行為を行わないこと。
- （3）火気を使用しないこと。
- （4）火災及び盗難の防止に留意し、かつ、施設内の秩序を維持すること。
- （5）その他公社職員（以下「職員」という。）の指示に従うこと。

（職員の立入り）

第10条 職員は、オクトパスの管理上特に必要と認めたときは、使用中のオクトパスに立ち入り、オクトパスを点検し、必要であれば、適宜の処置を講じる、または、講じるよう促すことができる。

（使用終了の届出）

第11条 使用者は、オクトパスの使用を終了したときは、直ちに備品その他を使用前の状態に回復し、職員に届け出て点検を受けなければならない。

（その他）

第12条 使用者は、この要綱に定めるもののほか、利用規程を遵守しなければならない。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式第1号

のとじま水族館休憩コーナー「オクトパス」使用許可申請書

年 月 日

一般財団法人石川県民ふれあい公社
理事長 様

住 所
使用 者 氏 名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

下記のとおり使用したいので、許可をくださるよう申請します。

なお、使用にあたっては、会場内及びその周辺の秩序維持・入場者の安全確保などについて責任を持って対処します。

使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
使 用 目 的 ・ 内 容	
参 加 人 数 (予 定)	約 人
入 場 料 等	円
物 品 販 売 等 の 有 無	有 ・ 無
共 催 ・ 後 援 ・ 協 賛 者 の 名 称	
担 当 者 氏 名	
担 当 者 所 属	
担 当 者 連 絡 先	
担 当 者 緊 急 連 絡 先	
担 当 者 メール ア ド レ ス	

別記様式第2号

のとじま水族館休憩コーナー「オクトパス」使用料減免申請書

年 月 日

一般財団法人石川県民ふれあい公社
理事長 様

住 所
使用 者 氏 名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

下記のとおり使用料の減免を申請します。

使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日まで		
使 用 目 的 ・ 内 容			
減免を受けようとする理由（具体的に）			
使 用 料		減免を受けようとする金額	

（添付書類）

- 1 法人の役員名簿（理事長が必要と認めた場合のみ）
- 2 入場料等を徴収する場合は、使用目的事業にかかる収支計画書

別記様式第3号

のとじま水族館休憩コーナー「オクトパス」使用料返還申請書

年 月 日

一般財団法人石川県民ふれあい公社
理事長 様

住 所
使用 者 氏 名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

下記のとおり使用料の返還を申請します。

使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日まで		
使 用 目 的 ・ 内 容			
返 還 を 受 け よ う と す る 理 由 (具 体 的 に)			
使 用 料		返 還 を 受 け よ う と す る 金 額	